



2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 名古屋銀行  
代表者名 取締役頭取 藤原 一 朗  
(コード番号：8522 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 水野 秀 樹  
(TEL. 052-951-5911)

## 譲渡制限付株式報酬制度の概要決定に関するお知らせ

当行は、2021年11月22日付けで「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の概要を決定し、本制度に関する議案を2022年6月24日開催予定の当行第104期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2020年6月26日開催の当行第102期定時株主総会において、当行の取締役の報酬等の額は年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また、2021年6月25日開催の当行第103期定時株主総会において、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、70百万円以内に設定することにつき、ご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本制度の導入について、本株主総会にてご承認を得られることを条件として、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとします。更に、対象取締役に当該報酬等の額の定めに基づき割当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

このため、当行第105期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）（以下、「本事業年度」という。）に限り、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割当てとは別に対象取締役に対し、上記のとおり放棄されるストックオプションとしての新株予約権の

目的である当行普通株式の数（32,960株）と同数の譲渡制限付株式を下記のとおり割当てるとします。

つきましては、2020年6月26日開催の当行第102期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬等の額及び上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對するかかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内として設定いたします。なお、かかる割当ては、過年度において対象取締役に對して割当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬等を付加するものではありません。

## 2. 本制度の概要

### （1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当行は、対象取締役に對し、当行取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当行取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当行取締役会において決定する。

### （2）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割当てする譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、本事業年度においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てすることに係る移行措置として、総数32,960株を上限として別途設定する。

### （3）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当行取締役会決議に基づき、当行と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### ① 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に對して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### ③ 譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当行は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上